

19世紀前半ロシアにおける教育

——国民啓蒙省下の教育システムと大学の機能——

青島陽子

0.はじめに

1. 研究史と問題設定

2. 政策的変遷と構造変動～大学の相対的機能

①導入過程——1802年の国民啓蒙省創設と1803, 4年法令による教育システムの導入②初期導入システムの問題点と指針の転換③行政ネットワークの改変④大学の相対的機能の変化

3. 身分の問題

4. 国家勤務の問題

①教育と官等②各教育段階への特権③1834年法令④官僚の学歴⑤国民啓蒙省教育システムと官等

5. むすび

0.はじめに

アレクサンドル一世期の農奴解放と議会制の導入の流産、そしてそれに続くニコライ一世期の「警察国家」化—フランス革命と48年革命に挟まれて激動の時代を迎えていた西欧に比して、ロシアの動きはあまりに緩慢に見える。しかし、ピヨートルの西欧化の優柔不断な、あるいは頑迷な後継者の治世として、「大改革」期の前史としての扱いを受けてきたこの時代に、ロマン主義の勃興とインテリゲンツィア第一世代の登場、国家をマネージメントする装置としての省庁制の導入、それに伴う官僚制の拡大・整備など、確かにロシアはヨーロッパの歴史に積極的に参入せんとする動きを見せている。

「有能で、愛国主義的で、理想主義的なものたちは、多くは軍隊を捨てて大学へ向かった。」¹こうした‘インテリゲンツィア’たちの動きと、拡大する官僚団の問題の結節点には学校教育の問題があり、これを特定の個人の分析や社会心理的分析ではなく、制度的条件の分析を通して考察することが本論の目的である。

1. 研究史と問題設定

19世紀前半の教育史研究は、社会全体を理解する指標としては、大きな議論の対象には長くなつてこなかった。教育政策は内政全体の中の下位区分でしかなく、単純に内政史の概説的理解が適用されてきたのである。つまり、アレクサンドル初期における啓蒙的な改革、ナポレオン戦争以後の皇帝自身の神秘主義への傾倒、あるいはニコライ期における彼自身のパーソナリティやデカブリストの乱による反動化というガイドラインをそのまま教育政策に当てはめていたのである²。しかし、19世紀前半を通しておおよそ一貫して教育人口は増加し、また、インテリゲンツィア第一世代と呼ばれる知識人層も生み出しており、こうした見解は単純には受け入れられない³。特に「反動」といわれてきたニコライ期の政策に関しては説明が必要となる。

これに対して二つの方向的回答が用意してきた。一つは、政府の保守的政策にもか

かわらず社会は自己発展し、矛盾に息詰まる中で政府が妥協として改革を行うというモデルである。もう一つは、実はニコライ期の政策は「反動」ではなく、国家による「改革」であったとする見解である。

前者は、ソ連史学において典型的に見られた見解であり、国家の貴族＝地主擁護の政策により旧来的な身分に押し込められた下層階級は、教育から疎外される。そして、大学も国家の「蒙昧主義的」政策による迫害を受けたが、進歩的教授・学生の自己発展により大学は発展してきたとされる⁴。しかし、大学を中心とする教育システムが明らかに政府の意図によって導入されたものであることを考えれば、大学と国家は単純に対置されるものではない。さらに、18世紀に唯一存在したモスクワ大学が常時50人程度の学生数でしかなかったことを考えれば、わずか四半世紀の間に大学が自己発展を遂げるということは考えにくいのである。

これに対し、より合理的な解釈を加えたのは後者のモデルであり、アメリカを中心にして展開されている。つまり、18世紀から連なる国家行政制度の近代化の流れと並行するように、教育制度も一貫した制度化の中にあるのではないかという方向性が示されたのであり、これによれば、ニコライ期の政策は「反動」ではなくして「改革」の一方針であるということになる⁵。そして、(教育ある専門家としての)国家の官吏の必要性と教育による体制批判的意識の形成への警戒心との間の葛藤の中でおこる政策のぶれ、および国家と頑迷な、伝統的な社会との争い等が論の主軸になる。しかし、ここで強調される政府の意図とはあまりにも一元化された抽象的な国家の意図である。また、教育は教育されるものの広範な参加を必要とする限りにおいて、社会の形を変えるものであると同時に、その政策は社会によって大きく変容させられるものである。つまり、学校教育システムが単に啓蒙的手段ではなく、社会の選別装置として機能してしまう以上、そこには様々な意図が交錯し、ある程度の自律性をもって教育システムは構造化されていくのである。

こうして、視座は教育システムの構造的変動、それに伴う社会の構造化へと向かうことになる。こうした視点をもつ研究は、比較的長期の変動過程に主眼を置き、多くは教育システムとロシア社会の階層構造との関わりのなかで、ロシアにおける教育の構造的特徴を描き出そうとしている⁶。これらの著作は明らかに実り多いものであるが、ロングスパンでの構造変動への視線は教育制度の問題に閉じられすぎている感があり、政策決定者の各時代ごとの意識や、教育外的条件には逆に言及されないことが多かった。また、学校教育構造は前提として存在していたわけではなく、この19世紀初頭に新規導入されたものであり、これに関し、この19世紀前半はアレクサンドル一世による中央省庁改革が定着していく過程にあり、国家の形が変化している時期にあたっているということを指摘しておく必要がある。つまり、省庁体系が整備されていくのと並行して国民啓蒙省の教育システムも形成されていくのである。その過程を辿ってみると、後の構造に大きく影響を与えるいくつかの見逃し得ない痕跡を見出すことができるであろう。こうした教育制度の導入過程と短期的変動を引き起こした諸力に気を配りつつ、構造的観点からはクローズアップされることの少なかった大学を中心として記述してみたい⁷。

以下、2では、教育制度の変動とそれによる大学機能の変化を国民啓蒙省の指針と行政組織の変化との関わりの中で考察する。3では、ニコライ期の指針の転換によって貴族・官吏の子弟を教育するという同じ目標を与えられたギムナジアと大学の差異を、生徒・

学生の受け入れの問題を通して考察し、その背景となる構造も合わせて検討していくたい。4では、国民啓蒙省管轄下の教育システムに対して与えられた勤務特権を大学を中心として考察し、さらに官僚たちの学歴を考慮に入れることによって、大学を卒業することの社会的意味を考えてみたい。

2. 政策的変遷と構造変動～大学の相対的機能

①導入過程——1802年の国民啓蒙省創設と1803, 4年法令による教育システムの導入

1802年のアレクサンドル二世と秘密委員会の活動によって、ピヨートルの参事会制に代えて、省庁制が導入されることになった。この時、参事会には存在していなかった国民啓蒙省が登場することになる。国民啓蒙省の管轄範囲は、出版、検閲、図書館、博物館、科学アカデミー、ロシア・アカデミー等広範囲にわたっていたが、大学およびそれ以下の各教育施設を含む新規導入の教育システムが最も重要なものと考えられる。この教育システムを対象とした法令作成は、新たに省内に設立された学校委員会に委ねられていたが、大枠を決定したのは秘密委員会での議論であった。秘密委員会が教育に対して期待していたものは、極めて漠然とした啓蒙主義的一般教育であり、主に識字率を高めることによる文化レヴェルの向上という意味合いが強かった。よって、軍関連の専門教育施設を国民啓蒙省管轄下に置くか否かということに関しても、秘密委員会のメンバーは一貫して、一般教育と職業教育の峻別を主張している。省庁の命名に関しても、*воспитание*には「養育」という意味合いが含まれ、*образование*には「形成」という意味合いが含まれるため、これらの言葉を避け、*просвещение*「啓蒙」という用語を使うこととなった(国民啓蒙省 *Министерство народного просвещения*)。また、実際、法令作成にあたった学校委員会も、エカチェリーナ二世期の啓蒙的な民衆教育改革における行政組織の系列をひくものである⁵。よって、アレクサンドル一世初期の教育改革は、啓蒙的な一般教育をロシアに植え付けようとしたものであったと言ふことができよう。

こうしたことは、教育行政のネットワークにも現われている。アレクサンドル一世初期の教育システムが、各教育管区毎に設立された大幅な自治をもつ大学とそれに従属するかたちでのヨーロッパでも希な全身分に開かれた単線の階梯的システムをとったことはよく知られている。しかし、これに関しても、単に「リベラル」な制度であると言うだけでは不十分であろう。全体としてみれば、生徒を初等教育から高等教育まで一貫して吸い上げると同時に教師も還元的に補充するという相互依存的システムであり、教員の補充手段として各大学に附設された教師養成施設の学生(全員奨学生)は卒業後6年間の教職に就くことが義務づけられていた。このシステム全体を管理・指導する立場にあるのが大学であり、教授とその中から互選された学長・学部長からなる大学会議にそうした監督の任務が与えられていた。実際には、些細な行政事務あるいは地方の学問的な問題に関してはそのプロとして大学会議が決定・運営し、重要な問題・方針に関しては、その度毎に中央政府に諮詢し、決定を仰ぐという形になっていた。しかも、この初期の大学運営に大きな力をもっていたのは、秘密委員会のメンバーを中心とする、皇帝と個人的信頼関係にあった管区監督官たちであったのである⁶。つまり、まだ未整備な国民啓蒙省を飛び越える形で、皇帝—管区監督官—大学会議—各管区初中等教育施設というネットワークが形成されている。これらはすべて、啓蒙的な一般教育という問題关心に沿って組み立てられた一つの機構の形態であると言えよう。

この期の大学には二様の役割が与えられていた。一つは、研究大学としての役割であり、教授・大学会議は学問・教育の専門家として各教育管区に獲得した知を伝達することを期待されていた。それは、大学会議による教育管区の指導という意味においても、学で教師を育成するという意味合いにおいてもそうである。また、もう一つは、委託された行政的自治をもつ教育ネットワークの地方支部という意味合いである。まだ脆弱政府組織は人為的に、学問を専門的に追求する人々、とでもいべき集団を作り上げ、れと協働しつつ一般教育を押し広げようとしたといえる。

②初期導入システムの問題点と指針の転換

しかし、上記のような教育システム導入側の目論みは、どちらも実行段階においてぐさま頓挫することになる。まず、このシステムの要となる大学自体の整備が著しく難だったことである。教授自体が決定的に不足しており、多くの講座にドイツ人教授招聘されていた。しかし、大学会議内ではロシア人とドイツ人の間には溝が存在し、見が噛み合わない状態であり、その上、この大学会議に課せられる業務は、教育指導・政ともに過重なものであった。また、潜在的学生として特に期待されていた貴族は著く大学に対して無関心であり、大学を避けて軍の教育施設を選ぶ場合が多く、大学は性的に学生不足の状態にあった。教師の育成にも力を入れたにもかかわらず、最も大運営が成功していたといわれるデルプト大学ですら、10年間で9人の教師を輩出した過ぎなかった。当然それ以下の初中等教育段階に関しても、予算の面・行政の面・生募集の面、どれをとっても整備は困難であり、特に初等教育に関してはほとんど手付ずの状態にあった¹⁰。

そこで、政府は指針の転換を行わざるを得なくなった。今までの啓蒙的教育観は、育それ自体の自己発展に期待するものであったが、受け手の無関心と学生の学問的レベルの低さと素行の悪さ、および地域社会との絶え間ない揉めごとは常に大学会議と政の悩みの種であり、政府の予想したようにはシステムは軌道には乗らなかった。しかこの段階では、政府は問題はシステム自体にあるのではなく、運用する人間に問題があると考え、道徳心さえあればシステムは円滑化すると考えていた。ここで、よく知らている1817年の外国宗教庁と国民啓蒙省の合体による宗教教育の強化が図られることがある。しかし、これはアレクサンドルの「反動化」「神秘主義化」と単純に言えるものではない。ハリコフ・カザン等の特に大学運営がうまくいっていなかった大学会議からは三宗教教育の導入が求められていたし、政府内でも宗教教育の必要性は強く認識されていた。さらに、この時の宗教教育とは、当時流行していた聖書協会の流れにあるものあり、特に正教を指すのではなく、一般的に道徳教育を指し、その指針としてのキリスト教的価値観による教化を指している。また確かに、この時期の教育行政人事は聖書会関係者によって占められているが、この聖書協会自体がアレクサンドルの庇護下に教とは独立して形成されていたものであることを考えれば、この期のシステムがアレサンドルを中心とする初期のネットワークをある程度保っており、その指針も極めて遍的・ヨーロッパ的価値観なものであるといえるだろう¹¹。ただし、初期の段階のように、皇帝—教区監督官というラインではなく、人事が大臣を経由する皇帝—大臣(聖協会の会長もあるゴリーツイン)—教区監督官という形に変化している点は注目する要がある。

③行政ネットワークの改変

デカブリストの乱と皇帝の交代(1825)によって、初期のシステムを抜本的に改変する機会が与えられることになった。それ以前の1824年に国民啓蒙省大臣に任命されていたシシコフは、初期の啓蒙的な指針を覆す「ロシア」的価値観を強調していた。彼はニコライ期の初代大臣として、新システムの検討を始めることになる¹²。

1826年に教育改革問題の勅命委員会が設立された。これは、大臣のシシコフを議長とし、その他9人の勅撰のメンバーによって構成されていた。委員会は、二つの重要な指針の転換と、行政ネットワークに関する極めて抜本的な改革を行おうとした。指針の転換の一つ目は、シシコフ自身の主張でもある「ロシア」的価値観を教育に反映させることであり、具体的にはロシア関係学(ロシア語、ロシア史等)の比重の増大、ロシア人教授の育成、国立教育施設の私学に対する完全な優位の確立などを含んでいた。また、もう一つの指針の転換は、職業専門教育の強化である。これは、教区学校では農民や職工のための読み書きを、郡学校では商人・町人のための算術を、ギムナジア・大学では貴族および官吏の子弟を育成するというように、各教育施設に対して完結した教育的役割を与えたのである¹³。ここにおいて、単線型の啓蒙的システムは複線型のシステムへ転換した。

また、これに伴って、行政ネットワークも変化していくことになる。そもそも、広い管区をすべて統括するには、大学を経由する行政ネットワークは非効率で、大学会議 자체も貧弱すぎた。さらに、上記の指針の転換によって、各教育段階は相互に切断されたため、大学が行政のセンターである必要はなくなっていた。よって、それらは並列的にそれぞれ国民啓蒙省に従属することとなる。まずは、1831-32年に上述の26年委員会において、管区の行政権を管区監督官へ委譲することが決定され、35年6月に明文化される。これによって、ギムナジア以下の教育施設は大学会議から切り離され、大学会議もまた同様に管区監督官に従属することになるのである。こうした管区監督官の権限の強化は35年7月の新大学令において大学内行政にまで拡大され、大学の裁判権と検閲権は撤廃されて大学会議は大学内の学問的な問題にのみ権限をもつことになった¹⁴。これは、元々の大学自治が学問的問題も含めて、中央集権的な教育行政制度の一端を担うものであったことを考えれば、単なる「大学自治の制限」とは言えない。むしろ、大学会議の過重な行政負担に対しては苦情が常に出ていたこと、また、教授の人事権、学長の互選等、学問的問題に関しては大学会議の自治が保障されていたことを根拠に、「行政からの解放」¹⁵と評価する見解が最近では多く出ている。しかし、行政のネットワークの側から見れば、これらの転換は単にそのパターンの変化であると言える。

こうしたパターンの変化を考察するために、再び省内の構成をも整理してみる必要がある。1803, 4年の法令では、管区監督官はサンクト・ペテルブルグに居住し、中央学校局(学校委員会の改組されたもの)を構成して、省内の合議制統治機関を担っていた。しかし、26年に上述の委員会(シシコフ以後も国民啓蒙省大臣が議長を務める)が設立されると、省の活動の中心は中央学校局からこちらの委員会に移動し、さらに、35年以降は、管区監督官は各管区に居住することが定められたため、ますます中央学校局の委員会は開かれなくなっていました。また、34年にウヴァロフが大臣になると、彼は省内の行政機構の整備に着手し、大臣官房と国民教育局の人員・予算の拡大を図っていく。彼は、省の主要な活動方針に関しては委員会で決定し、行政事務に関しては大臣官房と国

民教育局を利用して処理したため、監督官からなる中央学校局は単に大臣の政策の承認機関となり、40年代半ばには実質的には消滅する。さらに、26年設立の委員会も、ウヴァロフ期には重要性を失い、42年の会議をもって実質的には活動を停止している¹⁶。つまり、大学会議から監督官に権限が委譲されたものの、省内では監督官の地位は大臣の行政上の装置へと変化しているのである。これは従来教育行政の中央集権化であると言わされてきたが、初期の形態も皇帝から直接に接続する形での極めて中央集権的ネットワークであったことを考えれば、この変化は中央集権の内実が変化したと見なくてはならない。この大臣への行政権の集約は、初期の監督官と大学会議の暗中模索の奮闘によって、どうにか形を変えようとしていた教育システムに関して、今や態勢を整えた国民啓蒙省がその行政権を回収していくことを意味している。

④大学の相対的機能の変化

ここにおいて、大学は一つの転機を迎えた。大学は初期に有していた行政権を失い、監督官の下に他の教育段階の各施設と併置されることによって、単に教育機関となったのである。しかし、こうした複線型システムへの転換において、大学が教育機関として果たす役割はさして明確でない。つまり、誰に何を教育するのか、という問への回答は実際は確定されてはいかなかった。大学会議という特異な専門集団も存続し、教育段階的ヒエラルキーにおいてはその頂上たる地位を確保したままで、全くのところ輸入された機関である「大学」という場は、この時、その進むべき道筋を選択しかねていた。この点を、もう少し詳しく見てみよう。

3. 身分の問題

ニコライ期に入つての方針転換は、「身分制的原則への後退」であるとして「反動化」の一つの証左とされてきた¹⁷。そしてこの「身分制的原則への後退」という問題を考える上での出発点は、身分について明言した1826年のシシコフの発言ということになろう。彼は26年設立の委員会の初会合において、学問とは、「塩のように」、それぞれの身分に適している場合には有益であるが、多すぎても少なすぎる場合と同様に真の啓蒙に反する、という有名な言葉を残した。そして、具体的には既述のように、教区学校では農民・職人のための、郡学校では商人・町人のための、ギムナジア・大学では貴族・官吏の子弟のための教育を施すという方針を立てたのである。この問題をめぐって議論は紛糾したのであるが、27年の皇帝の結論は、「身分」との関連のうちに教育がなされるように、というものであった¹⁸。では、実際には、特に高等教育機関である大学・ギムナジアは、誰に、何を教育することになっていったのだろうか。

さて、この問題を考えるにあたって、二つの方面からの整理をしてみよう。一つは実際法令化された禁則であり、一つは政策上の問題である。

身分に関して実際に出された法令的禁則としては、決定的なものは多くはない。つまり、1827年に発布された、大学とギムナジアの入学は「自由身分」のもののみ許される（「解放身分」のものを排除しない）という法令と、28年の兵士の子（kantonist）のギムナジアと地区学校の入学不許可という法令である。これ以後は、40年代の一連の間接的禁則、例えば、授業料の値上げ、ギムナジアに入學する際には商人・町人は共同体からの許可証が必要であるという規定、大学入学者は社会的出自の証明書が必要であるという規定（「担税身分」としての登録のない「解放身分」を排除する意図をもっている）が出されてい

るのみである¹⁹。こうした間接的禁則に関して、身分差別的であると見なすよりは、むしろ、政府が間接的処置しか採り得なかつたことに力点を置くべきである。

より重視しなければならないのは政策である。高等教育機関が誰に何を教育するのかという問題に関して、政府はギムナジアをめぐる政策の中では、はっきりとした答えを提示し得た。従来、ニコライ期にギムナジアは貴族化されたといわれてきた。確かに、1820年代に生徒の60%が非貴族であったものが、1833年には78%が貴族・官吏の子弟によって占められるようになった。これは、政府の三点の政策に主に拠っている。一点は、ギムナジア附設パンションの設立である。これは貴族専用の寄宿舎であり、非貴族とともに受ける通常の授業の他に、パンションは貴族のための教養的科目(フェンシング、ダンス、乗馬、音楽、口語フランス語等)を提供したのである。この設立は主に寄付金によるものであった。また、もう一点は、貧しい中小貴族のための奨学金制度の充実である。この措置によって、パンションの生徒の10%に奨学金が授与された。そして、最も重要な点は、ギムナジアと地方貴族会議との関係において、ギムナジアに名誉監督官という地位が創設されたことである。この名誉監督官は、地方貴族から3年ごとに選出され、ギムナジアの監督・特に付属パンションの設立の資金調達を任せられた。この地位には、ギムナジアの運営権は与えられていなかったが、法令への違反やその他の無秩序について、ギムナジアを監督している官僚に非公式に伝達するという役割が与えられていた。これに関して、実際には貴族には何の権限も与えられていなかったことから、絶対主義的官僚機構(つまり、貴族利害を体現しない官僚集団育成の意図)の強力さを強調する向きもあるが、むしろ、政府がギムナジア運営にあたって、既存の集団である貴族会議を利用したことを注視すべきである²⁰。

問題は大学に関してである。大学の構成員において、貴族はおよそ50%のラインにとどまり、大学は「開かれた」機関であるかに見える²¹。しかし、大学が身分の問題に関して全く無頓着であったということではない。実際は、全身分的政策を探っていたアレクサンドル初期から、非貴族の大学入学に対してどのように対処したらよいのかという問題は存在していた。しかし、それは単に法体系の整合性の問題から来るものであった。大学卒業者は主に国家勤務に就くことになっていたが、1798年の法令によって、担税身分のものは元老院の許可なしに勤務に就くことはできないことになっていた。しかし、教育システムは全身分に開かれたものであり、大学設立直後から省には担税身分のものの入学許可に関する問い合わせがしばしば寄せられた。国民啓蒙省はこの問題を、1811年に担税身分の入学を許可するが、彼らの担税身分からの解放は大学の全課程終了後であることによって解決した。国家勤務者を育成する目的で設定された奨学生に関しては、1815年には教師要員(全員奨学生)として入学が許可された。さらに、1827年に解放農奴の医学部への入学が一般に認められることになった²²。このように、様々個別の行政処理の中で、首尾一貫した方針は立てられなかつたといってよい。大学のもつ様々な専門性という問題とも絡み、大学一般に対して政府ははっきりした態度をとりかねていた。

ここで、政府は新たな政策を打ち出す。1831年に出された、大学入学資格をギムナジアの卒業生のみに与える、という規定である。これは、ギムナジア運営がある程度軌道に乗ったとの政府の自信からくるものであろう。そして、政府は、大学に関してのもう一つの問題、学問的レベルの向上という問題へと政策の重点をシフトしていく。1835

年の新大学令において、最も一貫した規定、つまり、大学入学資格を試験に一元化するという規定を定めた。(この段階で、1831年の法令は事実上廃止されることになったが、ギムナジアの卒業生は試験が免除された。)こうした方針が可能になったのは、1834年の法令(4で再び言及する)と関連があるからである。それまで大学入学に関して、社会的出自に关心を配らなければならなかった理由は、端的に、国家勤務に関する制限規定との矛盾が生じるからであった。これに対し、1834年の国家勤務規定の抜本的改正によって、社会的出自は後の昇進に影響を及ぼすものの、国家勤務に入る際の制限規定はなくなり、さしあたり、大学側がその卒業生の出自に関して注意を払う必要がなくなったのである。すなわち、大学側は、本来の目的である学問的レヴェルの要求に入学条件の重点を移すことが可能となったのである。1837年には、「大学入学希望者の入学規定」を作成し、16歳以下の入学禁止と一定の学力要求を定めている。さらに、1844年には、ギムナジアを不十分な成績で卒業したものに対し、大学の入学許可を与えないことを規定した²³。こうして、大学は大学会議という学問集団の利害に沿うよう方向を転換していった。

さて、以上のことから、ニコライ期の高等教育における身分制的政策と言われてきたものに対して、いかなるパースペクティヴが得られるであろうか。まず、シシコフが主張したような身分的に複線分節化された教育システムの構築は実際にはなされていないと見てよい。禁則に表われているのは担税身分かそうでないかという区別であり、しかも、様々な特例の中で実際にはこれらすら明確には機能していない。また、政府の政策から見れば、彼らの緊急課題であったのは国民啓蒙省の教育システムに貴族を呼び込むことであった。そこには、貴族を私的教育から国家の手に呼び戻さねばならないという帝政政府全体の問題関心とともに、他の省庁管轄下の専門教育施設(陸軍幼年学校等)に流れてしまう貴族、それもできる限り名門の貴族を国民啓蒙省管轄下の教育施設に引き入れ、その教育システムの信頼性、優越を確保しなくてはならないという国民啓蒙省の思惑も介在していた²⁴。

では、なぜ国民啓蒙省は、こうした思惑に沿う最も端的な方策、つまり、ギムナジアと大学を更に密接に結びつけ(あるいは合体させ)るという方法を探らなかつたのだろうか。単に文官を育成することが目的であるならば、この方がはるかに効率的で安定性も高いはずである。実際、この国民啓蒙省下の教育システムの形成・発展と並行して、各省庁管轄下には貴族の子弟に限定された専門的なエリート教育施設が設立されている²⁵。そして、国民啓蒙省の教育システムにおいても、こうした貴族の特権的教育施設へのシフトが検討されなかつたわけではない。例えば、1811年にコチュベイはスペランスキーに対し、「大学で誰も学んでいないのならば、大学は、特にドイツ的性質の大学は要らない」「リツェイがロシアの採り得る最良の政策である」と述べ、スペランスキーもこれに賛成している。また、1819年、マグニツキーがカザン大学を視察した際、その報告書の結論はカザン大学の閉鎖の主張であった。そして、大学が閉鎖されてもギムナジアが存在しているから問題はなく、貴族用のパンシオンを設立すれば、地方の地主貴族は何千ルーブリもの寄付をするだろうとしている。そして、この時省内には大学廃止論が強かつたという。また1826年の委員会においても、大学をオーストリアのモデルにしたがつた小規模なもの(法・哲学などの一、二学部)にして文官養成専門施設にするといった意見や、リツェイを文官養成用大学に転換させるといった意見が出されている²⁶。しかし、結果的にこうした方策が採られることはなく、むしろ大学は開放性を維持し続けることに

なる。

大学のこの開放性を理解するためには、一つには、大学の初期の性格を想起してみる必要がある。国民啓蒙省が自らの教育システムを拡大・安定させていくのに際して、行政に協力する集団が必要である。初期には、教育行政に関して国民啓蒙省は大学会議に全面的に依存していた。ニコライ期に入ると、省はそれよりはるかに効率もよく、地方の実情を加味することが可能であり、そのエネルギーを吸収し得る機関である貴族会議をギムナジア経営の協力機関として選択し直したのである。しかし、大学にはその統治機関である大学会議を作り出してしまっており、大学経営に関してはこちらと協働することとなった。すなわち、大学会議は教育問題に関して地方貴族会議とのコンセンサスを得ることはできないであろうし、大学会議にギムナジア運営を任せることは貴族の参加を困難にすることを意味していたのである。もう一点の想起すべきなのは、国民啓蒙省にインプットされた使命の問題である。国民啓蒙省は一般教育をその目的として組織された機関であり、教育システムの核となる高等教育を貴族のための官吏育成機関に限ってしまっては、その意味は失われる。国民啓蒙省はこうした全体的なシステムの整合性の問題を常に念頭においていた。例えば、国民啓蒙省管轄下には、アレクサンドル期から特権的な貴族教育施設が存在していた。これは、大学附設のパンシオンや特例的なギムナジアであり、これらの教育施設ははじめは単に貴族の養育のためのみに存在していたが、次第に独自の勤務特権とカリキュラムを有するようになっていた。これに対し、これらの施設を特例化することは、強固で画一的な規約をもつ教育システムを作り出そうとする政府の期待とは相容れないし、大学での貴族子弟に対するしっかりとした教育に反しており、有害であると1830年に宣言されている。この方針に従って、これらの施設は一般ギムナジアへと改組されたのである²⁷。

ニコライ期の身分政策は国民啓蒙省がその一般教育システムを拡大しようとする過程で施されたものであり、国民啓蒙省は貴族を広範に参加させることにシステム安定の基盤を見出していたということが言える。また政府は、極めて多様なロシアの社会階層に対して、はっきりとした身分的制限を加えることはできておらず、ギムナジアの貴族化の成功も、身分制限的法令に負っていたというよりは、貴族会議の力を吸収して達成されたものと思われる²⁸。従って、この身分制限的禁則すら、貴族を参加させ易くするためのものと言えなくもない。こうして、この時期、「誰に」教育を与えるのかという観点に関しては、ギムナジアのみがかなりはっきりとした特徴を出すことに成功した。しかし、大学は大学会議との関係において運営されていったため、「誰に」という問に対しても「大学で学びうるものに」というトートロジカルな結論が導かれこととなろう。何を、という問に対しても同様の回答が用意されるだろう。

4. 国家勤務の問題

① 教育と官等

国家勤務者に対して一定の教育資格を要求するという考え方には、国民啓蒙省教育システム導入の段階から存在していた。まず、1803年の予備令において、本規定に基づいた学校制度が設立されてから5年後には、法律等の知識を必要とする文官のポストに就くには、国立あるいは私立の学校教育を受けていなくてはならない、と規定された²⁹。この時期、エカチェリーナの地方改革に続き中央省庁改革が行われ、文官の必要性が高まり

つつあったが、文官個々の質の悪さと非効率性は深刻な問題であった³⁰。このため、文官の教育レヴェルの向上は政府全体にとって一つの大きな課題であった。従って、教育システム導入にあたって、こうした規定が出されているということは、国民啓蒙省がこの問題に対して一定の貢献をすることを求められていたことを示していると見てよい。しかし、法令には「国立あるいは私立の」とのみ記述されており、新たに作られる教育システムが国家勤務に対していかなる意味をもつのかについてはまだ不明瞭である。すなわち、この規定は文官採用における学問レヴェルの保証を求めているに過ぎず、教育システムに関する規定というよりは、国家勤務に関する規定として解釈されるべきである。

しかし、1809年のスペランスキイの法令においては、官等において8等官および5等官に昇進する際に、大学卒業資格か、それに準じる大学からの試験合格証明が必要であると規定された。これに伴って、大学には、試験準備用の講座と試験委員会の設置が定められた³¹。だが、大学自体が態勢が整っていない場合が多く、すべての大学に公開講座が開設されたわけではなかったので、急激な変化がもたらされることとはなかった。しかし、この法令によって、大学は官等に対して非常に重要な位置に置かれることになったのである。

一方、文官採用に際して、教育を条件とするという方針はより徹底化されていく。1833年には、「文官勤務を望むものはすべて、もしも教育施設の学科を終えていない場合は、読み書きのみでなく、基本文法と算術を知っているということを示すために予備試験を受けなくてならない」と規定された。この場合にも、中等・大学を卒業したものはその卒業証書を提出すればよかった。さらに、官等外の下級官吏の登用に関する1827年の法令では、官等への昇進年数が社会的な出自によって規定されたが、その補足法令には出自による制約よりも文法と算術の基本的な知識を重視すると記載された。1844年には、これに加えて、初等あるいは高等教育の学科を終えているか、特別試験に合格するかしなくてはならないとされ、さもなくば、勤務期間が延びるか、出自による昇進を断念するかしなくてはならない、と規定されたのである³²。こうして、文官の登用に関して教育レヴェルが主な規準となっていく。

②各教育段階への特権

一方、教育システムに生徒・学生を引き付けるため、次第に各教育段階に対しての勤務特権が定められていった。まずは大学に関しては、1804年の大学令において、その全課程修了者に対して、学問と行動において際立っているものは14等官に、学士の称号を得たものは12等官にランクされる権利が与えられた³³。さらに1819年には学位制度が整備され、大学卒 *студент* 学士 *кандидат* 修士 *магистр* 博士 *доктор* の四段階が規定された。そして、その特権として、1809年の法令に規定された試験の免除とともに、大学卒業者には14等、学士には12等、修士には9等、博士には8等から文官を始める権利が与えられた³⁴。また、この法令は1822年に改定がなされ、勤務特権は大学卒に12等、学士には10等と引き上げられた。この理由として、1818年の法令によってモスクワ大学及びサンクト・ペテルブルグ大学付属パンシオンに与えられた特権(卒業時の成績に従い10~14等)と大学の特権が釣り合わず、大学への入学希望者が増加しないことをあげている³⁵。こうした法令の中に、大学に対して特権を与えることで、教育システムに生徒・学生を参加させようという政府の姿勢が見られよう。

しかし、ニコライ期の方向転換によってシステムが複線化すると、ギムナジアにも勤

務特権が制定されるようになった。1827年の法令によって、ギムナジアのコースを最後まで終えたものには、官等外の下級官吏の上級職に就くことが認められ、さらに種々の特例によって、それ以上の地位に就くことも可能となった。こうした、大学・ギムナジアのそれぞれに与えられた特権では、勤務に就く際に多少の差がつけられていたに過ぎず、大学とギムナジアの関係は不明確であった³⁶。

③ 1834年法令

不明確であった教育システムと国家勤務の関係および大学とギムナジアの関係は、1834年の法令において明確に規定されることになる。この法令では、官等の各段階での昇進に必要な年数が、教育レベルによって三段階にグループ分けされ(大学および少数の貴族特権施設／ギムナジア・レヴェル／初等教育あるいは教育無し)、さらにその中で世襲貴族、非世襲貴族という出自、勤務成績によって差異化されることが定められた。つまり、5等官までの最短の昇進年数は19年で、逆に最長の年数は53年ということとなる。これによって、学歴は国家勤務において、後々まで影響を及ぼす直接的で重要な要件となつた(1809年の法令は廃止)。また、国家勤務において、大学はギムナジアよりも学歴として高く評価されることが示され、大学の社会的地位の高さに対しての政府の一定の保証が与えられたことになる。しかし、この法令はあくまで、国民啓蒙省の教育システムに関するものであり、各種専門学校に関しては各々特別の法令が定められている³⁷。

④ 官僚の学歴

では、実際、官僚の学歴はどうなっていたのか。これに関しては、Pintnerのデータを見る限りにおいては、官僚団全体における大学出身者の占める割合が多いように思われる。19世紀中葉の官等取得者の経歴を調べた彼の研究に拠れば、上級になればなるほど教育レベルが高いことが示され、この時期において官等での成功は社会的出自より教育レベルの方が重要であったことが強調されている。確かに、中央官庁における官等の高位(1～5等)では、65.1%が大学(およびそれに準ずる機関)出身者であり、官等取得者全体を平均しても49.2%に昇る。また、各官等取得者の学歴を各々が文官勤務に就いた年にしたがって分類したデータにおいて、1810年～39年までは大学(およびそれに準ずる機関)の比率が約11～16%の間で一定しているのに対し、39年以降34.8%と急騰している。これをPintnerは、大学卒業者が14等かそれ以上から文官勤務に就くようになったことを理由に、この比率の高さは「誇張されている」として軽視している³⁸。しかし、官等内から勤務を開始できるという特権は、大学卒業者に対してかなり初期の段階から規定されていたことを考えれば、むしろ、1834年の昇進規定以降、大学を利用しての文官勤務が増加したと言うことができるのではないか。

では、実際の政策決定に重要な役割を果たしうる大臣の位においてはどうであろうか³⁹。ニコライ期の大臣に関しては、26.9%が大学に在籍していたとされるが、その時期の大臣は勤務期間の長い者が登用されていたという傾向を鑑みれば、彼らが大学に在籍していたのは大学設立間もないころと考えられるから、この率はかなり高い数字であると言えよう。しかし、アレクサンドル二世期に入ると、大学出身者は16.1%に減少する。逆に、ニコライ期においてギムナジアおよび貴族特権機関の出身者(ギムナジア出身者の率は低かったであろうと推測される)が26.9%であったのに対し、アレクサンドル期には68.3%に急増している。これらから分かるように、ニコライ期からアレクサンドル二世期にかけ

けて、大学出身者が半減しているのとは対照的に、軍関連・文官育成専門の貴族特権教育施設の出身者が増加している。専門教育施設の起源はピヨートル期にまでさまほることができるが、国民啓蒙省の教育システムが導入されて以後もこうした貴族特権的な専門教育施設の設立は益々活発になる。また、上記のデータを見ると、貴族特権的教育施設の出身者が高級官僚に占める割合はアレクサンドル二世期に飛躍的に高まっている。これらのことを考え合わせると、19世紀前半を通じて貴族の特権的教育施設から高級官僚への途は次第に確定され、認知されていったと考えられよう⁴⁰。また、逆に大学は一般教育施設的な性格を強めていったのではなかろうか。

⑤国民啓蒙省教育システムと官等

これらからわかるように、国家勤務の基準を次第に教育資格へとシフトしていくにあたって、国民啓蒙省の教育システムが一つの担保になっていることは間違いない。しかし、その結びつきは決定的なものではなく徐々に形成されていったものであり、国民啓蒙省下の教育システムが文官育成を唯一の目的としてつくられたとは言えない。むしろ、教育機関を特権化し差異化するために官等は利用されており、1834年の法令の内容は当初から目指されていたものではなく、各方面の利害が一致したところの結果であると考えられる。こうして、大学の社会的地位は著しく高められたものの、④に示したように大学と他省庁管轄下の専門教育施設の関係は不安定な状態にあった。

5. むすび

大学は、初期の段階で啓蒙を司る行政機関として導入され、次第に国家勤務資格との関連性を深めながら教育機関としての機能を強化していった。国民啓蒙省の自立化に伴う行政形態の転換、及び教育システムの拡大を図る際に取られた方法、官等による特権化、これらすべてによって、大学の機能は変遷を遂げた。しかし、誰に対し何を教育するのかという点は明確に定まることなく、様々な専門学科を含んだまま‘なぜか’一貫して大学という一つのカテゴリーとして存在し続け、また、一般教育のシステム内に頂点としてとどまり続けたのである。大学はシシコフの宣言にもかかわらず、国民啓蒙省の教育システムにおける核であり、一般教育と知の拡大の保障であり続けたと言い換えることもできよう。ともあれ、大学は高い自尊心をもつ個人を生み出し続けた。そして、その内に多様な要素を孕み、多様な機能を果たすべく様々な意味を付加されつつ、大学は「大学」としての存在性を失うことがなかった。

以上のような流れを見れば、一定のコンセンサスを有した強力な国家が、その再生産を行う機関としてこの大学を中心とするシステムを導入したとは言えないだろう。国家官吏育成のためのシステムが、なぜ全身分に開かれたものとして導入され、その後も身分的障壁が確定されなかったのか、と問うよりは、むしろ、啓蒙的システムがなぜ国家の官等とこれほど密接に結びついてしまったのか、と問い合わせた方がよいと言えるのかもしれない。

《註釈》

¹ M.Maria, *Alexander Herzen and the Birth of Russian Socialism*, N.Y., 1965, p.58.

² D.B.Leary, *Education and Autocracy in Russia from the Origine to the Bolsheviks*, University of Buffalo,

- 1919; N.Hans, *A History of Russian Educational Policy, 1701-1917*, London, 1938; N.Hans, *The Russian Tradition in Education*, London, 1963; W.H.E.Johnson, *Russia's Educational Heritage*, N.Y., 1969; 藤家照子「ニコライ一世治下における教育制度」「ロシア史研究」5-1, 2, 1964、池田貞夫編「ロシア・ソヴィエト教育史1」<世界教育史体系15>講談社、1976、今村労「1802年のデルプト大学の創設——帝政ロシア教育への一考」「北方史研究」3, 1884。
- ³ C.H.Whittaker, *The Origins of Modern Russian Education*, N.Y., 1985, p.150 ; S.Allister, "The Reform of Higher Education in Russia during the Reign of Nicholas I, 1825-1855," Ph.D.diss., Princeton University, 1974, p.281 ; A.G.Рашин, "Грамотность и народное образование в России в XIX и начале XX в.," *Исторические Записки*, 37, 1951.
- ⁴ М.Н.Тихомиров, *История Московского университета*, М., 1955 ; В.Р.Леилина-Свирская, "Формирование разночинской интеллигенции в России в 40-х годах XIX века," *История СССР*, 1, 1958 ; Ю.Н.Егоров, "Реакционная политика царизма в вопросах университетского образования в 30-50-х гг. XIX в.," *Исторические Науки*, 3, 1960.
- ⁵ 各々の主張に差異はあるが、以下の文献を参照。P.L.Alston, *Education and the State in Tsarist Russia*, Stanford University Press, 1969; Allister, "The Reform of Higher Education"; J.C.McClelland, *Autocrats and Academics, Education, Culture and Society in Tsarist Russia*, The University of Chicago, 1974; W.L.Mathes, "The Process of Institutionalization of Education in Tsarist Russia, 1800-1917," *Russian and Slavic History*, D.K.Rowney, G.H.Orchard, eds, *Clumbus*, 1977; K.A.Leibert, "Reform and Reaction: Nicholas I and the Russian Nobility (Civil Service, Army, Edu-cation)," Ph.D.diss., University of Maryland, 1984; C.H.Whittaker, *The Origins of Modern Russian Education*; J.T.Flynn, *The University Reform of Tsar Alexander, 1802-1835*, Washington, D.C., 1988. 本論はデータとしてこれらの英文獻に極めて多くを負っているため、これらの諸著作の論旨について、二三言及しておく。まず、19世紀前半のロシアの大学に関する専門家であるFlynnであるが、彼はアレクサンドル初期の改革が、地方貴族の利害を全く考慮に入れない絶対主義的・啓蒙的なものであり、ニコライ期にこの改革は成功をおさめ、大学の学問レベルが向上した、という点を強調している。そして、このニコライ期の成功をほぼウヴァロフ個人に還元していると言ってよい。Whittakerはウヴァロフの専門家として、かつてニコライ反動の象徴的存在として扱われていたこのウヴァロフの再評価をおこなっている。彼女はまた、ニコライ期の教育制度を改革官僚を生み出すようなりべらるなものであったとし、「大改革を準備した」と評価している。Allisterは政府のイニシアティブを重視し、ニコライ期26年設立の改革会議について綿密に調べている。彼はニコライ期の改革は官僚のカードルを生み出そうとするものであったとしている。また、Leibertは貴族という「伝統的な」社会階層に、「教育」という近代的な要素を浸透させたことに改革の成功をみいだしている。
- ⁶ こうした観点をもつ研究として、Jarausch, Konrad H., ed., *The Transformation of Higher Learning, 1860-1930* (Chicago, University of Chicago Press, 1983) に収められたTimberlake, McClelland, Alston, Browerらの論文、及び、「ロシア史研究」61(1997)に収められた塚本智宏、橋本伸也両氏の論文を参照。この中で、前者の書物の各論考が国家による教育へのコントロールの強さを全般的に強調しているのに対し、後者の二論文はどちらかといえば教育内部でのダイナミズムが身分制的に編成された教育構造を流動化させていく点に注目している。
- ⁷ 本論は多くが二次文献を利用しての考察であるため、その論旨は仮説であり、方向性の探求でもあるということを一言付け加えておく。(また、本論における有用なデータを提供してくれたのは、帝政期の国民教育省史家の Рождественский, *Исторический обзор деятельности министерства народного просвещения, 1802-1902*, СПб., 1902, である。)
- ⁸ Flynn, *The University Reform*, p.14-16; Flynn, "The Universities in Russia of Alexander I: Patterns of Reform and Reaction," Ph.D.diss., Clark University, 1964, p.25-27.
- ⁹ Flynn, *The University Reform*, pp.15-23, 40-49; Flynn, "V.N.Karazin, The Gentry, and Kharkov University,"

Slavic Review, 28-2, 1969.

¹⁰ Flynn, *The University Reform*, p.50-65; Flynn, "The Universities in Russia of Alexander I"; Flynn, "The Universities, the Gentry and the Russian Imperial Service, 1815-1825," *Canadian Slavic Studies*, 2-4, 1968. ただし、ギムナジアに関してはこの時期ある程度の拡大・整備が認められる。

¹¹ Flynn, *The University Reform*, p.72-75; Flynn, "Magnitskii's Purge of Kazan University: A Case Study in the Uses of Reaction in Nineteenth Century Russia," *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, 43, 1971; 山本俊朗「アレクサンドル一世時代史の研究」早稲田大学出版部、1987年、132-148頁。

¹² Whittaker, *The Origins of Modern Russian Education*, pp.10-33; Allister, "The Reform of Higher Education," pp.19-20.

¹³ Рождественский, *Исторический обзор*, стр.176-179, 235 ; Allister, "The Reform of Higher Education," p.25.

¹⁴ Рождественский, *Исторический обзор*, стр.238-244.

¹⁵ Allister, "The Reform of Higher Education," p.29.

¹⁶ Рождественский, *Исторический обзор*, стр.44, 222, 234-7 ; Flynn, *The University Reform*, pp.205-6.

¹⁷ こうした解釈に対しては、また、様々に修正がなされてきてもいる。例えば、Flynnは、アレクサンドル期からの絶対專制・啓蒙主義的政策がニコライ期にも継続しており、政府(ウヴァロフ)は意図的に身分的制限をしなかったことを強調している。また、Whittakerは、政府には非貴族を排除する意図はあったが、その政策が実行されたのは、貴族が大学・ギムナジアに十分確保されてからであるとしている。Leibertは、貴族に教育を与えることがニコライ期の政策の目的であり、貴族は積極的にこれに応えたとしている。

¹⁸ この会議の際、後の国民教育相リーヴェンは、ロシアでは「身分」の境界線が流動的で、貴族と非貴族の境界線が曖昧であるから、学校教育を「身分」で分けることは不可能であるとした、これまた有名な反対意見を述べている。Allister, "The Reform of Higher Education," p.28; Flynn, *The University Reform*, p.167; Рождественский, *Исторический обзор*, стр.182,198.

¹⁹ Рождественский, *Исторический обзор*, стр.255-257.

²⁰ Flynn, *The University Reform*, p.176 ; Рождественский, *Исторический обзор*, стр.196 ; Whittaker, *The Origins of Modern Russian Education*, pp.143-151.

²¹ より詳細なデータに関しては、Егоров, "Реакционная политика царизма" ; Т.В.Рябикова, "Численный и сословный состав студентов московского университета", *Вестник московского университета. с. История*, 5, 1975, 参照。

²² Рождественский, "Сословный вопрос в русских университетах в первой четверти XIX века," *журнал министерства народного просвещения*, 1907.

²³ Рождественский, *Исторический обзор*, стр.247,253.

²⁴ こうした国民啓蒙省の思惑は、上記のシシコフの意見が述べられた初会議におけるシシコフの別の発言、つまり、初等教育機関においては身分を完全に分離するのではなく、望めば貴族の子弟も初等教育機関において学ぶことができる、といった発言の中にも垣間見られるのである。Johnsonによる1853年のデータによれば、初等教育機関とされた郡学校において、貴族の占める割合は38%にものぼり、農民のための教育機関とされた教区学校ですら、貴族が12%もの割合で在籍していた。Allister, *The Reform of Higher Education*, pp.25-28; Johnson, *Russia's Educational Heritage*, p.277.

²⁵ 著名なものでは、アレクサンドロフスキイ・リツエイ(前ツァールスコエ・セロー・リツエイ)や帝立法学校が、専門的に文官を育成していた。この二校に関しては、A.A.Sinel, "The Socialization of the Russian Bureaucratic Elite, 1811-1917: A Life of the Tsarskoe Selo Lyseum and the School of Jurisprudence," *Russian History*, 3-1, 1976, を参照。

²⁶ Flynn, *The University Reform*, p.73; Allister, "The Reform of Higher Education," p.29; Рождественский

Исторический обзор, стр.74-77.

²⁷ 貴族の父母がこうした特權的教育施設を熱烈に要求し、資金の提供も申し出していたということは記しておく必要がある。Рождественский, “Сословный вопрос в русских университетах в первой четверти XIX века” ; Рождественский, *Исторический обзор*, стр.204-5 ; Whittaker, *The Origins of Modern Russian Education*, pp.143-4.

²⁸ ロシアの身分に関しては、G.L.Freeze, “The Soslovie (Estate) Paradigm and Russian Social History,” *American Historical Review*, 91-1, 1986.

²⁹ Рождественский, “Сословный вопрос в русских университетах в первой четверти XIX века.”

³⁰ この期の文官の非効率性については、多くの史家が言及している。例えば、W.B.Lincoln, “The Genesis of an ‘Enlightened’ Bureaucracy in Russia, 1826-1856,” *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, 20-3, 1972, 参照。

³¹ ПСЗ, собр.1, т.30, 23771.

³² ПСЗ, собр.2, т.19, 18474.

³³ Рождественский, “Сословный вопрос в русских университетах в первой четверти XIX века.”

³⁴ 大学の全課程を終了すると学生の証書が授与される。卒業試験の際に優秀な成績を収めれば直接 candiat の学位が授与され、そうでなければ一年後にその試験を受け直すことができる。さらに上級の学位を目指すものは magister, doktor の試験を受けることができた。ПСЗ, собр.1, т.36,, 27646.

³⁵ ПСЗ, собр.1, т.38, 29191.

³⁶ Рождественский, *Исторический обзор*, стр.200 ; Flynn, *The University Reform*, p.176.

³⁷ ПСЗ, собр.2, т.9, 7224 ; Leibert, *Reform and Reaction*, pp. 26-29.

³⁸ W.M.Pintner, “The Social Characteristics of the Early Nineteenth-Century Russian Bureaucracy,” *Slavic Review*, 29-3, 1970. 但し、彼のデータでは、大学に準ずる機関として陸軍交通技師学校等の専門学校も含んでいるため、大学単独ではどれほどの率になるかは不明である。

³⁹ W.B.Lincoln, “The Ministers of Nicholas I: A Brief Inquiry into Their Background and Careers,” *The Russian Review*, 34-3, 1975, 和田春樹「近代ロシアの大臣たち」[『社会科学研究』<東大>36-4, 1975年]。

⁴⁰ 例えば、アレクサンドル二世期の大臣の出身教育施設を見ると、近侍学校が 1802 年設立、近衛予備士官学校が 1823 年設立、陸軍大学校が 1832 年設立、アレクサンドロフスキー・リツェイが 1811 年設立、帝立法学校が 1835 年設立である。この他にも、ニコライ期には多くの専門教育機関が設立されている。和田春樹「近代ロシアの大臣たち」。